

市町村(学校組合)教育委員会教育長
公・私立小・中学校長
公・私立高等学校長 様
自 律 学 校 長

長野県教育委員会教育長

生徒指導の充実・改善について(通知)

平素より、生徒指導の充実についてご尽力ご協力いただき誠にありがとうございます。

このことにつきましては、平成18年(2006年)10月24日付け18教指第445号で通知をしたところですが、引き続き、いじめにより児童生徒が自らその命を絶つという事件が相次ぎ、「いじめを苦にした自殺」を予告する手紙が関係機関に寄せられるなど、「いじめ問題」に対して、学校ならびに関係機関の適切な対応・指導が求められております。

つきましては、市町村(学校組合)教育委員会ならびに各学校におかれまして、いじめ問題について、いじめが起きたときの取組、相談体制を見直す取組、命と人権を大切にする取組について、下記の事項にご留意の上、いま一度総点検を実施し、生徒指導の充実・改善に一層取り組まれるようお願いいたします。

なお、市町村教育委員会にあっては、管内の小中学校へ周知いただきますよう、併せてお願いいたします。

記

1 いじめが起きたときの取組

- (1) 「いじめはどの学校にも、どの教室にも起こり得る」「本人がいじめと感じれば、それはいじめである」「いじめは、人間として絶対に許されない」との教育長通知(平成9年4月25日)を、基本認識として全職員が確認する。
- (2) いじめ問題の重大性を全職員が認識し、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する。
- (3) いじめについての訴えや情報等があった時は、直ちに学校長に報告し、学校長はそれを軽視せず、迅速な情報収集と事実関係の把握に努め、事実を隠蔽することなく、的確な対応する。
- (4) 実態や事実を把握するために、児童生徒・保護者からの情報をしっかりと受け止めるとともに、養護教諭・スクールカウンセラーなどとの校内連携に努め、児童生徒の生活や人間関係について、きめ細かく調査を実施する。(別紙1「子どもの様子チェックシート」、別紙2「学級の様子チェックシート」等を活用する。)
- (5) いじめられる児童生徒に対し、心のケアや様々な弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行う。また、いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。
- (6) いじめの事実関係を明らかにする中で、法的な視点から、いじめを行う生徒に対して、特別な指導計画等によって、毅然とした指導を行う。
- (7) いじめの問題の解決のためには、PTA(保護者)や市町村・県教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じ、教育相談機関、児童相談所、警察等の外部の関係機関との連携協力を行う。
- (8) いじめによる自殺予告等への対応については、別紙3「自殺予告への対応について」を参考にする。

2 相談体制を見直す取組

- (1) 児童生徒や保護者の悩みや要望を受け止めるため、相談窓口（場所、人、方法）を明確にしてホームページや文書等で児童生徒・保護者に周知し、相談窓口が十分に機能するようにする。
- (2) 日常的に児童生徒の様子を見守り、児童生徒についての情報交換を行い、報告・連絡・相談・確認を通じて情報を共有する。また、相談支援の必要な児童生徒に対しては、チームを組んで支援を行ない、悩みの解消が図られるまで継続的で適切な事後対応を行う。
- (3) 校内での連携はもとより、必要に応じて保護者や外部機関との連携を図り、スクールカウンセラーや心の相談員を組み込んだ教育相談体制を整備する。
- (4) 事例研究やカウンセリング演習など実践的な内容を持った校内研修を実施し、教職員の相談についての資質と能力を高める。
- (5) 教育相談における児童生徒等の個人情報の取扱いについては、個人情報に関するガイドライン等に基づき適切に取り扱う。

3 命と人権を大切に取る取組

- (1) 命の尊さを学ぶことが全ての教育の前提にあるとの認識に立ち、「いじめ」や「暴力行為」は命や人権を奪う重大な問題であることを、様々な機会を通じて繰り返し指導する。
- (2) 命は互いの命によって支えられていること、自分の命を大事にすることが互いの命を大事にすることにつながることを、日々の生活の中で実感させるような取組を充実する。
- (3) 学校教育の根底に人権教育を据え、あらゆる教育活動を通じて人権尊重の精神を涵養するための取り組みを、体系的計画的に行う。
- (4) 携帯電話・メール・インターネット等による誹謗中傷から、互いの命や人権を損なう状況が増えている現状を踏まえ、各校における実態を把握し、児童生徒の情報モラルについての意識を高める。
- (5) 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないように、「いじめ」や「体罰」等を含む事例研究等を通じて研修を深める。
- (6) 教職員が率先して命を尊ぶ態度を示し、教職員研修などを通じて人権感覚を磨き、学校や学級全体が命を尊び、人権意識の高い集団として機能するように指導する。

(付記) 本通知に記載した取組内容については、各校における取組状況の照会を検討しておりますので、申し添えます。

| | | |
|---|---|---|
| 義務教育課管理係 担当：御子柴英文 北澤 明 電話：026-235-7426 FAX：026-235-7494 メール：gimukyo@pref.nagano.jp | 高校教育課管理係 担当：三村 保 青木正幸 電話：026-235-7430 FAX：026-235-7488 メール：koko@pref.nagano.jp | 特別支援教育課指導係 担当：二木正勝 高橋英一 電話：026-235-7456 FAX：026-235-7459 メール：tokubetsu-shien@pref.nagano.jp |
| 保健厚生課保健・安全係 担当：玉井 裕司 中川富夫 電話：026-235-7444 FAX：026-234-5169 メール：hokenko@pref.nagano.jp | こども支援課こどもの権利支援係 担当：前島章良 小林昌夫 電話：026-235-7450 FAX：026-235-7490 メール：kodomo-shien@pref.nagano.jp | 私学教育課 担当：保尊利生 小林和彦 電話：026-235-7058 FAX：026-235-7387 メール：shigaku@pref.nagano.jp |
| 教学指導課 生徒指導係 担当：後藤正幸 小林善一 酒井秀人 電話：026-235-7436 FAX：026-235-7495 メール：kyogaku@pref.nagano.jp | | |

教育事務所長 様

教 育 長

生徒指導の充実・改善について(依頼)

平素より、生徒指導の充実についてご尽力ご協力いただき誠にありがとうございます。

いじめにより児童生徒が自らそのいのちを絶つという事件が相次ぎ、「いじめを苦しめた自殺」を予告する手紙が関係機関に寄せられるなど、「いじめ問題」に対して、学校ならびに関係機関の適切な対応・指導が求められております。

このことについて、市町村(学校組合)教育委員会ならびに各学校に対し、別添のとおり「生徒指導の充実・改善について(通知)」を作成し、取組を通知することとしました。

つきましては、別添通知を市町村(学校組合)教育委員会に送付し、趣旨の徹底を図り、適切な取組がなされるようご配慮下さい。

なお、送付につきましては、メールで配信し、通知の受領については電話等で確認をお願いします。

| | | |
|---|---|---|
| 義務教育課管理係 担当：御子柴英文 北澤 明 電話：026-235-7426 FAX：026-235-7494 メール：gimukyo@pref.nagano.jp | 高校教育課管理係 担当：三村 保 青木正幸 電話：026-235-7430 FAX：026-235-7488 メール：koko@pref.nagano.jp | 特別支援教育課指導係 担当：二木正勝 高橋英一 電話：026-235-7456 FAX：026-235-7459 メール：tokubetsu-shien@pref.nagano.jp |
| 保健厚生課保健・安全係 担当：玉井 裕司 中川富夫 電話：026-235-7444 FAX：026-234-5169 メール：hokenko@pref.nagano.jp | こども支援課こどもの権利支援係 担当：前島章良 小林昌夫 電話：026-235-7450 FAX：026-235-7490 メール：kodomo-shien@pref.nagano.jp | 私学教育課 担当：保尊利生 小林和彦 電話：026-235-7058 FAX：026-235-7387 メール：shigaku@pref.nagano.jp |
| 教学指導課 生徒指導係 担当：後藤正幸 小林善一 酒井秀人 電話：026-235-7436 FAX：026-235-7495 メール：kyogaku@pref.nagano.jp | | |

子どもの様子チェックシート(小中学校用)

いじめの発見には、観察法が最も日常的であり、かつ実践的です。
学校生活のいくつかの場面における、観察の際のチェックポイントです。

【チェック1 休み時間】

教室や図書室でポツンとしている。
一人廊下や職員室のそばをうろうろしている。
友だちと過ごしているが、表情が暗い。おどおどした様子で友だちについていく。
今まで一緒だったグループからはずれている。
教師にまわりついてくる。用がないのに職員室で過ごすことが多い。
まわりから悪口を言われても反発しない。
服が汚れていたり、ボタンが取れている。
保健室に行く回数が多い。

【チェック2 放課後及び下校時】

下校が早い。あるいは、その逆にいつまでも学校に残っている。
玄関や校門付近で、不安そうな顔をしておどおどしている。
みんなの持ち物を持たされている。
通常の通学路を通らずに帰宅する。
靴や持ち物がなくなる。

【チェック3 教室の様子】

特定の子どもの作品が傷つけられていたり、投げられていたりする。
特定の子どもの机がひっくり返されていたり、ロッカーが荒らされていたりする。
ゴミの中に、特定の子どもの持ち物が入っている。
特定の子どもの持ち物が、なくなったり落書きされたりする。

【チェック4 授業時間・学級活動の時間】

遅刻、早退、欠席が多くなる。
以前に比べて声が小さかったり、ぼんやりしていることが多い。
特定の子どもの指名されると、ニヤニヤする子どもたちがいる。クラス全体が落ち着かない。
テストの成績が急に下がり始める。
グループ活動のとき、一人だけはずれている。
係や役割分担を決めるとき、特定の子どもの押しつけられる。
教師に、理由もなく反抗的な態度を取る。
特定の子どものみに、配布物が渡されない。
特定の子どもの机や持ち物に触れることをいやがる子どもたちがいる。

【チェック5 クラブ・部活動・委員会の時間】

活動の準備や後片づけを押しつけられる。
声が小さいとか、足が遅いなどと非難される。
早退や欠席をしたがる。
グループ分けで、いつもはみ出している。
無理に仕事や係を押しつけられる。
一人で離れて活動する。

【チェック6 清掃時間】

特定の子どもの机や椅子をふざけながらけったり、ほうきでたたいたりする。
特定の子どもの机だけが運ばれずに、放置されている。
他の子どもと一人離れて清掃をしている。
皆の嫌がる仕事をしている。

【チェック7 給食時間】

特定の子どものみには、盛りつけをしない。あるいは、わざと多く盛りつける。
特定の子どものみには、盛りつけてもらうことを拒否する。
特定の子どものみには、いつも準備や後片づけをしている。
机を寄せて席をつくらうとしない。
笑顔がなく、黙って食べている。
配膳のため並ぶとき、特定の子どもの前後だけ大きくはなれている。
食欲がない。

子どもの様子チェックシート(高等学校用)

いじめの発見には、観察法が最も日常的であり、かつ実践的です。
学校生活のいくつかの場面における、観察の際のチェックポイントです。

【チェック1 休み時間】

教室や図書室でポツンとしている。
一人廊下や職員室のそばをうろうろしている。
友だちと過ごしているが、表情が暗い。おどおどした様子で友だちについていく。
今まで一緒だったグループからはずれている。
教師にまわりついてくる。用がないのに職員室で過ごすことが多い。
まわりから悪口を言われても反発しない。
服が汚れていたり、ボタンが取れている。
保健室に行く回数が多い。

【チェック2 放課後及び下校時】

下校が早い。あるいは、その逆にいつまでも学校に残っている。
玄関や校門付近で、不安そうな顔をしておどおどしている。
みんなの持ち物を持たされている。
通常の通学路を通らずに帰宅する。
靴や持ち物がなくなる。

【チェック3 教室の様子】

特定の子どもの作品が傷つけられていたり、投げられていたりする。
特定の子どもの机がひっくり返されていたり、ロッカーが荒らされていたりする。
ゴミの中に、特定の子どもの持ち物が入っている。
特定の子どもの持ち物が、なくなったり落書きされたりする。

【チェック4 授業時間・HR活動の時間】

遅刻、早退、欠席が多くなる。
以前に比べて声が小さかったり、ぼんやりしていることが多い。
特定の子どもの指名されると、ニヤニヤする子どもたちがいる。クラス全体が落ち着かない。
テストの成績が急に下がり始める。
グループ活動のとき、一人だけはずれている。
係や役割分担を決めるとき、特定の子どもの押しつけられる。
教師に、理由もなく反抗的な態度を取る。
特定の子どものみに、配布物が渡されない。
特定の子どもの机や持ち物に触れることをいやがる子どもたちがいる。

【チェック5 クラブ・部活動・委員会の時間】

活動の準備や後片づけを押しつけられる。
声が小さいとか、足が遅いなどと非難される。
早退や欠席をしたがる。
グループ分けで、いつもはみ出している。
無理に仕事や係を押しつけられる。
一人で離れて活動する。

【チェック6 清掃時間】

特定の子どもの机や椅子をふざけながらけったり、ほうきでたたいたりする。
特定の子どもの机だけが運ばれずに、放置されている。
他の子どもと一人離れて清掃をしている。
皆の嫌がる仕事をしている。

【チェック7 給食時間】(定時制など)

特定の子どものみには、盛りつけをしない。あるいは、わざと多く盛りつける。
特定の子どものみ、盛りつけてもらうことを拒否する。
特定の子どものみ、いつも準備や後片づけをしている。
机を寄せて席をつくらうとしない。
笑顔がなく、黙って食べている。
配膳のため並ぶとき、特定の子どもの前後だけ大きくはなれている。
食欲がない。

学級の様子チェックシート(小中学校用)

学級担任が日々の学級経営を見直す際のチェックポイントです。

【チェック1 教師の言動】

子どもの言い分に耳を傾けている。

子どものよさを見つけようとしている。

人に迷惑をかける行為には、毅然とした態度で対応している。

えこひいきや差別をせずに子どもに接している。

むやみに競争意識をあおったり、個人の責任を連帯責任に転嫁することはない。

個人のプライバシーを守っている。

一日に一回は会話をするなど、どの子どもともかかわりをもっている。

【チェック2 授業時間・学級活動】

わかりやすい授業、充実感のもてる活動が行われている。

どの子の発言にも、耳を傾ける雰囲気がある。

困ったことも話題にし、本音を出して考え合うことができている。

朝の会、帰りの会の内容が豊かで、いきいきと運営されている。

リーダーに協力する支援体制ができている。

係が積極的に活動し、新しい試みを始めようとしている。

【チェック3 日々の生活】

失敗を許し合える雰囲気がある。

教室に明るい雰囲気が満ちあふれている。

学級の小集団が閉鎖的でなく、互いに交流がある。

【チェック4 他の教師・保護者との連携】

学年会や他の会議で、子どもの様子を情報交換できる場が確保されている。

日頃から、子どもや学級の様子を気楽に話題にできる雰囲気がある。

学年や学級の取り組みを保護者に伝え、理解されている。

日頃から、個々の子どもの様子を保護者と連絡し合う関係が確立されている。

学級の様子チェックシート(高等学校用)

学級担任が日々の学級経営を見直す際のチェックポイントです。

【チェック1 教師の言動】

子どもの言い分に耳を傾けている。

子どものよさを見つけようとしている。

人に迷惑をかける行為には、毅然とした態度で対応している。

えこひいきや差別をせずに子どもに接している。

むやみに競争意識をあおったり、個人の責任を連帯責任に転嫁することはない。

個人のプライバシーを守っている。

一日に一回は会話をするなど、どの子どもともかかわりをもっている。

【チェック2 授業時間・HR活動】

わかりやすい授業、充実感のもてる活動が行われている。

どの子の発言にも、耳を傾ける雰囲気がある。

困ったことも話題にし、本音を出して考え合うことができている。

朝の会、帰りの会の内容が豊かで、いきいきと運営されている。

リーダーに協力する支援体制ができている。

係が積極的に活動し、新しい試みを始めようとしている。

【チェック3 日々の生活】

失敗を許し合える雰囲気がある。

教室に明るい雰囲気が満ちあふれている。

学級の小集団が閉鎖的でなく、互いに交流がある。

【チェック4 他の教師・保護者との連携】

学年会や他の会議で、子どもの様子を情報交換できる場が確保されている。

日頃から、子どもや学級の様子を気楽に話題にできる雰囲気がある。

学年や学級の取り組みを保護者に伝え、理解されている。

日頃から、個々の子どもの様子を保護者と連絡し合う関係が確立されている。

1 自殺を予告する電話や手紙を受け取った時の初期対応について

- (1) 校長を中心に関係教職員による緊急対策会議を行い、予告内容を慎重に分析する。
 - ・児童生徒の自殺を阻止するためにどうするかを第一に考える。
 - ・PTA、保護者の協力を得ながら必要な措置をとる。要求事項（交換条件等）があっても、それに学校が一定の結論を出す場合は、校長の責任において行う。
 - ・教頭は、事態の発生から解決の段階に至るまで、関係する一切の経過等について詳細な記録をとる。
 - ・校長は、義務関係は市町村教育委員会及び教育事務所、公立高校は高校教育課及び教学指導課、自律学校は特別支援教育課、私学関係は私学教育課に速やかに連絡・報告する。必要に応じて警察等の関係機関に協力を要請する。
- (2) 全教職員が共通認識のもとで取り組む体制を確立する。
 - ・校長は緊急職員会を開催し、全教職員が情報を共有し、共通認識のもとで対応、指導するとともに、教職員間の連携体制を明確にしておく。
 - ・予告者の人権などに配慮し、教職員の軽率な言動によって情報が漏れることがないようにする。
 - ・担任等がHRを通じて一斉に児童生徒に話をしたり、全家庭に電話連絡をしたりする場合には、メモ等を作成して共通の文言に基づいて行うなど、教職員個人の見解によることのないようにする。
- (3) 予告者を特定しようとする場合は、慎重な配慮のもとに行う。
 - ・予告者を特定するために、生徒からの聞き取りやアンケート調査、家庭訪問等を行う場合は、予告者を追い詰めることにならないよう配慮する。
 - ・全校児童生徒の状況の把握に努める。特に、欠席していたり、欠席しがちの児童生徒、最近様子の変化したと思われる児童生徒については、家庭訪問や電話等により保護者と連絡を取り、状況把握を確実にを行う。

2 事前・事後における対応について

- (1) 児童生徒一人一人に対する理解を深め、全教職員が一体となり、カウンセリング・マインドを持って生徒指導に取り組む。
- (2) 児童・生徒集会やHR活動において、自殺予告等の問題を取り上げ、命の尊さとうこうした手段では本質的な問題解決にならないことを指導するとともに、児童生徒の悩みや要望を積極的に受け止めることができる相談体制を確立する。
- (3) 児童生徒一人一人の健全な成長のためには、学校と家庭が課題を共有し、PTA集会や区懇談会、家庭訪問等を一層充実させる。

3 関係機関との対応について

- (1) 報道機関等への対応は校長とし、混乱、誤認を招かぬよう、十分留意する。報道機関等による取材や生徒の接触等についても、児童生徒の人権や個人情報を守るために、必要な事項を予め教職員・児童生徒に周知徹底しておく。
- (2) 警察との情報連携にあたっては、教職員の意識統一を図るとともに、児童生徒に対しても、事前にその措置をとる趣旨を十分に説明し、混乱を招かないよう配慮する。